

鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日がとれたる翌日)

たので、回条第一項の規定によるもの。

平成十一年九月七日

鳥取県知事 王三郎

四 次

◇告示 青少年に有害な図書類の指定 (女性青少年課)

保険薬剤師の登録 (保険課)

県営土地改良事業計画の変更 (農村整備課)

公有水面の埋立ての免許 (漁港課)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の  
数等

◇教委告示 定例教育委員会の招集 (総務課)

鳥取県告示第五百七十三号  
鳥取県青少年健全育成条例 (昭和五十五年十一月鳥取県条例第二百四十九号) 第十二三条  
一項の規定に基いて、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定し

指定番号	種別	図書		表示された 発行所名
		題名及び号数	発行記号等	
6284	雑誌その他 の刊行物	令嬢輪姦 お嬢様をレイプしろ!!	なし	麻布書店
6285	"	アクション写真塾 1999 4月号	雑誌 11435-04	サン出版
6286	"	Street SUGAR 1999 6 VOL.188	雑誌 04167-06	三和出版
6287	"	アツブル通信 1999 4月号 No.180	雑誌 01559-4	株式会社
6288	"	ビビッキリ NIGHT 1999 5月号	雑誌 16081-5	三和出版
6289	"	NG エヌ・ジー 1999 9月号 VOL. 9	雑誌コード 11985-9	有限会社 セントラル出版
6290	"	お姉さんのHのしきみ ツカサムックNo.43	雑誌 66013-43	株式会社 書房
6291	"	オレンジ通信 1999 6 No.210	雑誌 02189-6	株式会社 東京三世社
6292	"	スマッシュジャム VOL. 1 熱写ボーイ5月増刊号	雑誌コード 07056-5	株式会社 東京三世社
6293	"	熱写ボーイ 1999 6月号 NO.105	雑誌コード 07055-6	株式会社 東京三世社

6294	雑誌その他 の刊行物	ギャルコレ GALS COLLECTION NO.43 コンバットコミック6月増刊号	雑誌コード 13832-6	株式会社 日本出版社
6295	“	SM愛奴通信	雑誌 S 05565-010	株式会社 富士企画
6296	“	トキメキDcup 学園 5月号 1999 MAY 制服美少女マガジン	雑誌 16673-5	株式会社 ラン出版
6297	録画テープ	若奥様詩織の秘密 木内詩織 狂乱美女乱れ撃ち 【淫乱フリー ター編】	GM-01	クリーンマ
6298	“	G E-003	ジエミニ	
6299	性豪一直線 violent fucker	K H-09	有限会社 メディアフラッグ	
6300	“	L MM-03	マドンナ企 画	
6301	魅惑のパイパン大開脚 1	RAV-01	不明	

## 鳥取県告示第五百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、  
県営土地改良事業（県営ほ場整備事業佐治地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変  
更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、  
次のとおり縦覧に供する。

平成十一年九月七日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県告示第五百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十二一条ノ五第一項の規定に基づき、保険  
薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機  
関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七  
号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年九月七日

鳥取県知事 片 山 善 博

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、  
縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てねり。

- 一 縦覧に供する書類
  - 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
  - 平成十一年九月八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
  - 佐治村役場
- 四 異議の申立て
  - 利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、  
縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てねり。

**鳥取県告示第五百七十六号**

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立の免許をしたので、同法第十二条の規定により告示する。

平成十一年九月七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 免許の日

平成十一年九月二日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取市東町一丁目二三〇

三 埋立区域

岩美郡岩美町大字大羽尾字岩城谷四五一一八並びに字鷺山四五二及び四五三に接する国有地の地先公有水面

1 位置

次の1の地点から14の地点までを順次に直線で結んだ線及び14の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 東漁港北防波堤灯標（北緯三五度三六分一秒、東経一三四度二一分〇〇秒）から二三四度一〇分〇〇秒、一五〇・七〇メートルの地点

2の地点 1の地点から三五一度五八分五九秒、三〇・〇〇メートルの地点

3の地点 2の地点から二六一度五八分五六秒、一〇〇・〇〇メートルの地点

4の地点 3の地点から三五一度五八分五九秒、三〇・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二六一度五八分五二秒、三七・二六メートルの地点

6の地点 5の地点から一七〇度四九分五二秒、一〇・四三メートルの地点

7の地点	6の地点から九六度四五分二六秒、四・六六メートルの地点
8の地点	7の地点から一四四度三七分三九秒、二・八二メートルの地点
9の地点	8の地点から二〇五度〇九分五八秒、二・二七メートルの地点
10の地点	9の地点から二五七度〇八分五四秒、三・四八メートルの地点
11の地点	10の地点から一六九度三〇分〇五秒、一六・六二メートルの地点
12の地点	11の地点から二二三度二五分一五秒、三・七五メートルの地点
13の地点	12の地点から一二五度一〇分二〇秒、五・一〇メートルの地点
14の地点	13の地点から一六五度三分五〇秒、二〇・五〇メートルの地点
3 面積	5、〇九〇・八七平方メートル
4 埋立てに関する工事の施行区域	
1 位置	岩美郡岩美町大字大羽尾字岩城谷四五一一及び四五一一八並びに四五一一一、四五一一四から四五一一八まで並びに字鷺山四五二及び四五三に接する国有地並びにその地先公有水面
2 区域	次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
1の地点	東漁港北防波堤灯標（北緯三五度三六分一秒、東経一三四度二一分〇〇秒）から二三四度一〇分〇〇秒、一五〇・七〇メートルの地点
2の地点	1の地点から二二四度二五分〇〇秒、一四九・二〇メートルの地点
3の地点	2の地点から二二三度四〇分一六秒、一五七・五九メートルの地点
4の地点	3の地点から二二三度四六分五一秒、一九六・〇八メートルの地点
5の地点	4の地点から一七七度〇九分〇五秒、五七・六七メートルの地点
6の地点	5の地点から一七五度一〇分〇一秒、一六・九五メートルの地点
7の地点	6の地点から一六九度三九分〇〇秒、一六・八三メートルの地点
8の地点	7の地点から一六四度四〇分五四秒、一八・七八メートルの地点

9の地点 8の地点から一五九度〇六分〇八秒、二五・〇七メートルの地点  
3 面積

四二、八三九・三八平方メートル

五 埋立地の用途

護岸用地、物揚場用地、臨港道路用地、給油施設用地、漁具保管修理施設用地、野  
積場用地、蓄養施設用地、荷さばき所用地及び漁港環境整備施設用地

鳥取県告示第五百七十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第十条第一項の規定に基づき、円護  
寺団地第一土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準  
用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年九月七日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 施行者の住所及び名称又は氏名
  - 鳥取市東町一丁目二七一
  - 鳥取県住宅供給公社
  - 鳥取市円護寺六四一四
  - 上田 耕一
  - 鳥取市円護寺八七
  - 石原 幸夫
  - 鳥取市円護寺九一十五
  - 石原 義親
  - 鳥取市北園一丁目九一
  - 岩田 米治

鳥取市円護寺三三一八  
家納 正人  
鳥取市円護寺二二二三  
川口喜代治

鳥取市円護寺二三九一  
坂口千代子  
鳥取市相生町二丁目四二一  
澤田 光春

鳥取市円護寺二三九  
渋川 勝美  
鳥取市円護寺一一一四  
谷本富美雄  
鳥取市円護寺一六六  
田中 孝子

鳥取市円護寺一〇一  
豊田 善雄  
鳥取市円護寺一〇一  
豊田 寿子  
鳥取市円護寺二三〇  
丸田 一明  
鳥取市円護寺一三六  
村尾 純一  
鳥取市円護寺二三五  
美澤 新市  
鳥取市円護寺一〇六  
山中 のぶ  
鳥取市円護寺一〇六

山中 寿子

鳥取市円護寺二三二七

石田 廣志

鳥取市円護寺一七五

神崎 隆行

事業施行期間

平成十年八月十一日から平成十四年三月三十一日まで

三 施行地区

変更なし

四 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

五 施行認可の年月日

平成十年八月四日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十日まで

七 公告の方法

事務所内の掲示板に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

平成十一年九月一日

## 選挙管理委員会

## 鳥取県選挙管理委員会告示第八十九号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次とのおりであるので、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第七十四

条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十一年九月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、六九八  
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六一、六三三

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三七、六八六  
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三六、〇一七

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、一五八  
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、九三二

岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、九三四  
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、八〇一

気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇七八  
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一八、一四七

西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、九四〇  
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、九四二

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成11年9月7日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第7111号 6

平成十一年九月七日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田

端

- 一 日時 平成十一年九月九日（木）午後一時三十分  
二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会教育委員室  
三 報告事項
- 1 平成十一年度優良P.T.A文部大臣表彰について
  - 2 その他

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥  
取 県

【定価一部一箇月一千二百円（送料を含む。）】